

日弁連総第23号
2024年（令和6年）9月9日

独立行政法人国立印刷局
理事長 大津俊哉 殿

日本弁護士連合会
会長 渕上玲子

要 望 書

当連合会は、申立人X申立てに係る人権救済申立事件（2019年度第22号人権救済申立事件）につき調査した結果、以下のとおり要望する。

第1 要望の趣旨

貴局の運用している「インターネット版官報」及び「官報情報検索サービス」に、官報公告情報のうち、個人の破産手続及び民事再生手続に関する情報を掲載するに当たっては、破産者等の公表されない利益に十分に配慮した上で、その掲載期間を、各公告後一定の期間に制限することを要望する。

第2 要望の理由

「調査報告書」のとおり。

破産者公告をめぐる人権救済申立事件

調査報告書

2024年（令和6年）8月22日
日本弁護士連合会
人権擁護委員会

事件名 破産者公告をめぐる人権救済申立事件（2019年度第22号）

受付日 2019年（平成31年）3月25日

申立人 X

相手方 独立行政法人国立印刷局

第1 結論

独立行政法人国立印刷局（以下「国立印刷局」という。）に対し、別紙要望書のとおり要望することを相当とする。

第2 申立人の主張

1 申立の趣旨

破産法及び民事再生法において、一律に破産手続開始決定及び再生手続開始決定を公告すること並びに期間を定めずに同公告を漫然とインターネット官報に掲載し続けることは、破産者・再生債務者の自己情報コントロール権を侵害するものであるので、救済を求める。

2 当事者

(1) 申立人

申立人は、過去に破産手続開始決定を受けた者であり、私人の作成した「破産者マップ」なるウェブサイトにおいて、自身の氏名が破産者として掲載された者である。

(2) 相手方

申立人からは、「相手方」となるべき者について特段明示はされていない。

3 申立事由

法は、破産手続開始決定や再生手続開始決定がなされた場合、一律に官報で公告するものとしている。

そして現在、官報にはインターネット版があり、破産等の公告は、誰でもいつまでもインターネット回線を通じて閲覧し情報を取得できる。

公告の運用がこのようになっているがために、「破産者マップ」（私が、官報のインターネット版から情報を得て、破産者及び再生債務者の氏名等を掲載したウェブサイト）のようなものが作成され、過去に破産手続開始決定ないし再生手続開始決定を受けた者がいたずらにその旨を公表され不利益を受けることになるのである。

インターネットが発達した現代において、破産事件及び民事再生事件の全件につき公告をすること及びインターネット版の官報が漫然と過去の全ての官報の情報を閲覧できる状態にしていることは、破産者及び再生債務者の自己情報コントロール権を侵害するものである。

第3 調査の経過

2019年5月14日	申立て受付
2019年7月23日	予備審査開始
2019年10月28日	本調査開始
2019年12月25日	信販会社1社、貸金業者1社、都市銀行3行、信用情報機関3機関に照会。
2020年1月28日	日本信用情報機構（JICC）から回答
2020年1月29日	株式会社シー・アイ・シー（CIC）から回答
2020年2月3日	株式会社ジェーシービーから回答
2020年2月12日	SMB Cコンシューマーファイナンス株式会社から回答
2020年4月2日	株式会社りそな銀行、株式会社横浜銀行、株式会社千葉銀行の各行及び城南信金に照会
2020年4月22日	株式会社横浜銀行から回答
2020年5月8日	城南信金から回答
2020年10月6日	国立印刷局に対して照会
2020年10月6日	SMB Cコンシューマーファイナンス株式会社、株式会社横浜銀行、城南信金に再度の照会
2020年10月13日	株式会社横浜銀行から回答
2020年10月16日	城南信金から回答
2020年11月19日	国立印刷局から回答
2020年11月20日	SMB Cコンシューマーファイナンス株式会社から回答
2022年2月14日	ジンテック株式会社ほか2社に照会
2022年3月7日	日本ソフト販売株式会社から回答
2022年3月9日	株式会社クローバー・ネットワーク・コムから回答
2022年3月9日	株式会社ジンテックから回答
2023年9月21日	最高裁判所に対し、破産廃止決定に対する即時抗告審・特別抗告審の審理期間を照会

2023年10月18日 最高裁判所から、統計上把握していないとの回答

第4 照会に対する回答の内容

1 信販会社、貸金業者、銀行、信用情報機関に対する照会

(1) 株式会社日本信用情報機構（JICC）

業務遂行に当たり、破産又は民事再生の手続に関する官報の情報を参照していない。

(2) 株式会社シー・アイ・シー（CIC）

(1)に同じ。

(3) 株式会社ジェーシービー（JCB）

貸金等の債権を管理するに当たり、破産又は民事再生の手続に関する官報の情報を参照している。

参照しているものは、インターネットの有料サービス「官報情報鑑定団」（第5の2(3)・7頁参照）である。

官報の情報が紙媒体のみとなった場合、検索に時間がかかり、確認作業に支障が生じ、結果として顧客にも迷惑がかかる。

官報情報のインターネット上の掲載期間が限定されると、紙媒体に限定された場合における上記の不都合が生じる可能性がある。

(4) SMB Cコンシューマーファイナンス株式会社（プロミス）

貸付の審査の際に、破産歴等の有無を確認するため及び顧客から破産等した旨の情報を得た際の確認のために、破産又は民事再生の手続に関する官報の情報を参照している。

参照しているものは、国立印刷局の有料の官報情報検索サービスである。

官報の情報が紙媒体のみとなった場合、以下の支障を来す。

① 検索機能がなく、内容の確認が困難。

② 保管場所の確保等の事務コストの増加や環境問題を生じる。

官報情報のインターネット上の掲載期間が限定されると、別途紙媒体の官報でその内容を確認する必要が生じる可能性があり、事務コストが増えるおそれがある。

(5) 株式会社横浜銀行

業務遂行に当たり、破産又は民事再生の手続に関する官報の情報を参照している。

参照しているものは、有料の官報情報検索サービスである。

官報情報が紙媒体のみとなった場合、非常に不便を強いられることとなる。

官報情報のインターネット上の掲載期間を限定することは、その期間があまりに短期間であると、破産や民事再生の申立てや終結の疎明資料の取得に支障が出る可能性がある。

(6) 城南信用金庫

債権の管理のために、破産又は民事再生の手続に関する官報の情報を参照している。

参照しているものは、有料の官報情報検索サービスである。

官報の情報が紙媒体のみとなること及び官報情報のインターネット上の掲載期間が限定されることは、いずれも債権管理に当たり支障が生じると思料する。

(7) その他

株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行、一般社団法人全国銀行協会、株式会社りそな銀行、株式会社千葉銀行からは回答がなかった。

2 国立印刷局に対する照会

(1) 1999年11月より官報情報をインターネットで配信することになった理由・目的

政府の行政情報化推進基本計画の基本方針（1994年12月25日閣議決定。以下「情報化推進の基本方針」という。）や官報の電子配信に対する国民のニーズが高まる状況を踏まえ、官報に掲載された各種の行政情報を 국민に広く、かつ、速やかに周知することを目的に実施した。

(2) 「インターネット版官報」の根拠法令等

目的や内容などを定めた法令等、法的な根拠はないが、情報化推進の基本方針などを踏まえて配信を開始しており、経済財政改革の基本方針（2007年6月19日閣議決定）の独立行政法人中期目標期間終了時の組織・業務の見直しにおいて、行政情報の電子化等の流れを勘案し、官報に掲載される情報をより効率的かつ効果的に国民に提供するための取組を行うことが、国立印刷局の果たすべき役割とされている。

なお、「インターネット版官報」の位置づけについては、2004年4月20日第159回国会参議院法務委員会会議録第12号における電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案についての議題において、法務省民事局長が「電子官報は紙の官報の付属物と、こういう理解がされております。」との発言をしている。

- (3) 官報に掲載されている破産情報等の個人情報の不正利用防止策の内容
- ① 閲覧可能な期間を直近30日に限定。
 - ② Google等の汎用検索エンジンの検索対象から除外。
 - ③ 破産情報等の個人情報を含む記事（告示・裁判所公告等）についてはPDFデータを画像化（テキストの取得不可）。
 - ④ 「ご利用にあたって」において、以下の行為を行わないよう教示。
 - 1 営利を目的として利用する行為
 - 2 第三者の権利・利益を侵害する一切の行為
 - 3 法令に違反する行為
 - 4 検索ロボットやクローラ等によるデータ収集行為
 - 5 不正アクセスを試みる行為、その他サイトの運営を妨害する行為
- (4) 「破産者マップ」のような問題に対し、どのような対策を講じているか
- 昨今、デジタル技術の進化がめざましく、紙の官報のOCR等によりデータ化することも容易であり、「破産者マップ」等のウェブサイトがインターネット版官報らデータを取得しているかは承知していないが、自動取得を防止する措置として、以下の対策を実施している。
- ① (3)③に同じ。
 - ② (3)④に同じ。
 - ③ (3)①に同じ。

第5 認定した事実

1 破産及び民事再生に関わる事実の公表

(1) 破産法（平成16年6月2日法律第75号）10条1項は、同法の規定による公告は官報に掲載してすることとし、同法32条1項は、破産手続開始決定の主文等を公告すべきものとする。

また、民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）10条1項は、同法の規定による公告は官報に掲載してすることとし、同法35条1項は、再生手続開始決定の主文等を公告すべきものとする。

以上のとおり、特定の個人や法人が裁判所から破産手続開始決定や再生手続開始決定を受けた場合、その事実は官報に掲載されて公表される。

(2) また、破産法は、破産手続開始決定以外に、包括禁止命令（同法26条1項）、破産手続開始決定の取消決定（同法33条3項）、管財人の任務終了に伴う計算報告に対する異議の申出期間（同法89条2項）、保全管理命令（同法92条1項）、財産状況報告集会等の期日等（同法136条3項）、

債権者集会における議決権行使の方法（同法139条3項）、配当（197条1項）、同時廃止決定（同法216条3項）、同時廃止決定の取消決定（同法216条6項）、異時廃止決定（同法217条4項）、異時廃止決定の取消決定（217条7項）、債権者の同意による廃止の申立てがあつた旨（同法218条3項）、破産手続終結決定（同法220条2項）、免責についての意見申述期間（同法251条2項）、復権の決定（256条2項）、責任制限手続廃止に伴う期間・期日（同法264条2項）等を公告事項としており、また、民事再生法は、再生手続開始決定以外に、再生手続開始決定の取消決定（同法37条）、監督命令（同法55条）、管理命令（同法65条）、保全権利命令（同法80条）、債権者集会の期日等（同法115条4項）、再生債権者の議決権行使の方法等（同法169条3項、4項）、再生手続終結決定（同法188条5項）、再生計画取消決定（同法189条4項）、再生手続廃止決定（同法195条1項）、再生手続廃止決定の取消決定（同法195条4項）、簡易再生決定（同法212条3項）、同意再生の決定（同法217条4項）、小規模個人再生等における再生手続開始決定等（同法222条）、再生計画案についての意見聴取の決定（同法240条2項）等を公告事項としている。

2 「インターネット版官報」などの運用等

(1) インターネット版官報

国立印刷局は、1999年11月から、「インターネット版官報」の運用を開始している。

これは、国立印刷局の「インターネット版官報」と題するウェブサイトにアクセスをし、特定の号数をクリックすることによって当該号の官報が閲覧できるものであり、直近90日分の官報は、誰でも無料で閲覧できる。閲覧できる媒体は、官報がPDFファイル化されたものである。なお、2023年1月以前は、無料閲覧可能な官報は直近30日分であった。つまり同年1月の運用変更により、無料閲覧できる期間の範囲が伸長されたことになる。

直近90日分を超えて、官報情報のうち、法律・条約・規則・政令・省令等は無料で閲覧できるが、破産法、民事再生法に基づく公告は無料では閲覧できない。

なお、この無料の情報提供では、情報を検索することはできない。

(2) 官報情報検索サービス

国立印刷局は、2001年9月から、「インターネット版官報」のウェブ

サイトにおいて、「官報情報検索サービス」の提供を開始した。

これは、官報の内容を、日付やキーワードを指定して検索・閲覧できるサービスであり、会員制であってかつ有料である（以下、「インターネット版官報」と「官報情報検索サービス」を合わせて「「インターネット版官報」等」という。）。

利用料金は、記事内容を検索する場合、紙媒体の官報を定期購読している者は月 528 円、定期購読をしていない者は月 220 円である。

このサービスを利用すれば、特定の個人名や法人名を入力して検索する等の方法により、特定人についての破産手続開始決定や再生開始決定の有無を確認することができるし、また、「破産手続開始決定」というキーワードによる検索により、破産手続開始決定を受けた者を網羅的に検索することができる¹。

(3) 他の私企業のサービス

なお、官報に掲載されている破産、民事再生等の情報については、これをデータベース化し個人名等から検索できるサービスが、私企業によっても有料で提供されていることが認められる（株式会社ジンテックの「官報情報鑑定団」等）。

(4) 「破産者マップ」事件

2018年12月、インターネット上に破産者の氏名等の情報を掲載した、開設者不明の「破産者マップ」というウェブサイトが開設された。

これは、官報の破産関係の記載を情報源として、これを包括的・網羅的に収集し、データベース化した上で、インターネット上で地図に書き込んで公開したものである（当連合会2020年（令和2年）年7月16日付け「公告された破産者情報を含む「本人が破産、民事再生その他の倒産事件に関する手続を行ったこと」に関する情報の拡散を防止する措置を求める意見書」・1頁）。

¹ 2023年（令和5年）12月、「官報の発行に関する法律」等が成立し公布され、公布の日から起算して1年6月以内に施行が予定されている。これらの法律の施行により、従来、紙媒体で発行されていた官報が電子化されることとなるが、国立印刷局が提供するインターネット版官報及び官報情報検索サービスは法律上の「官報」とは別の同局による独自のサービスであるため、上記の法律の射程外であり、上記の法律が施行されてもなお本調査報告書で提起している問題は変わらない。なお、2023年（令和5年）6月19日、当連合会は、官報の電子化にあたり、破産者の経済生活の再生の機会の確保、名誉・プライバシー、個人情報保護といった観点も踏まえて、十分な検討を求める旨の会長声明を発表している。

第6 判断

1 破産及び民事再生に関わる事実のプライバシー該当性

人が通常公開を欲しない事実を自己の意思に反して公表されることは、プライバシー権として、幸福追求権を保障する憲法13条により保障されると解される。

自己が破産手続開始決定を受けた事実、及び、自己が再生手続開始決定を受けた事実（以下「破産等の事実」という。）は、人が通常公開を欲しない事実である。よって、個人の破産等の事実は、プライバシーを構成するといえる。

そして、破産等の事実は、センシティブ性の高い情報であるから、プライバシー保護の程度も高くなるというべきである。

申立人が主張する自己情報コントロール権も同趣旨のものと理解される。

2 破産法及び民事再生法による公告制度のプライバシー侵害性

(1) 問題の所在

1(1)（8頁）で検討したとおり、個人の破産等の事実はプライバシーを構成すると解され、よって、個人の破産等の事実を公表することは、個人の破産者ないし再生債務者（以下「個人の破産者等」という。）のプライバシー侵害を生ずる可能性がある。

そして、第5の1（5頁）のとおり、特定の個人や法人が裁判所から破産手続開始決定や再生手続開始決定を受けた場合、その事実は、破産法及び民事再生法に基づき、官報に掲載されて公表されるため、破産法及び民事再生法の定める公告制度自体が個人の破産者等のプライバシーを侵害するものではないかを検討する必要がある。

なお、第5の1(2)（7頁）で見たとおり、破産法及び民事再生法の定める公告事項は、開始決定以外のものもあるが、それら開始決定以外の公告の場合も、その公告を見れば、特定の個人が破産手続開始決定ないし再生開始決定を受けた事実が分かるため、開始決定自体が公告される場合と同様にプライバシー侵害性が問題となる。

(2) 利益衡量

本件のようにセンシティブ性の高い情報が公表される行為態様のプライバシー侵害性を検討するに当たっては、センシティブ性の高い情報が公表されるという点で行為態様が類似する犯罪報道によるプライバシー侵害の不法行為責任に関する最高裁判例（最2小判2003年（平成15年）3月14日

・民集 57巻3号229頁参照)を参考とし、プライバシーにかかる情報を公表されない利益と、その情報を公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越するか否かを検討すべきであると解される。

個人の破産等の事実は、これが公表されると、公表された本人に対し、羞恥の情を生じさせるほか、就職等の進路にとって障害となる可能性を生じるなどの不利益があることは否定できない。

しかし、他方、破産及び民事再生の制度は、債務者の経済的再生のために債権者に対して一定の経済的不利益をもたらすものである以上、債権者の利益との調整が不可欠であり、とりわけ、債権者による権利行使の機会は、制度上、平等かつ公平に確保しなければならない。

そして、公告制度は、それによって債権者に対して一律に決定を告知するとともに権利行使の機会を保障するものであって(破産法32条1項、民事再生法35条1項)、平等・公平に債権者の権利行使の機会を確保すべき要請を端的に充たすものとして有用であり、また、その公告の方法として、歴史的に公的な伝達手段として用いられている官報という紙媒体への掲載の方法を選択し法定していることは、その有用性を合理的に実現するものであると評価できる。

そうすると、特定人が破産手続開始決定や再生手続開始決定を受けた事實を、官報を通じて公表することは、前記のように、個人の破産等の事実を公表するものとして個人の破産者等に一定の不利益をもたらすものではあるが、破産及び民事再生の制度上その者の経済的再生のために一定の不利益を受ける債権者に対して平等かつ公平に権利行使の機会を確保しなければならないことを考えれば、かかる事實を公表する理由のほうが優越するというべきである。

(3) 結論

以上の次第であるので、破産法及び民事再生法の定める公告制度自体が個人の破産者等のプライバシーを侵害するものとはいえない。

3 「インターネット版官報」等のプライバシー侵害性

続いて、「インターネット版官報」等によって個人の破産等の事実を公表することがプライバシー侵害に当たるかを検討する。

(1) 法的性質

「インターネット版官報」等の運用の実態は第5の2の(1)及び(2)(6頁)のとおりであるところ、これは破産法及び民事再生法が定めている制度では

なく、のみならず、他にも法令上の根拠があるわけではない。

すなわち、「インターネット版官報」等は、官報掲載情報を広く速やかに周知するために国立印刷局が自主的に行なっているサービスである。

(2) 権利侵害の侵襲度

「インターネット版官報」等は、インターネット回線を通じ、直近90日分であれば誰でも無料で閲覧でき、また、90日を超える分についても、利用料を支払えば検索機能を利用して情報を取り出すことができ、したがって、破産及び民事再生に関する情報に対し、紙媒体の官報よりも、多くの者が容易にアクセスできるといえる。

したがって、「インターネット版官報」等は、紙媒体の官報よりも、個人の破産等の事実に関わるプライバシーに対する侵襲の度合いは高いと言わざるを得ない。

(3) 利益衡量

① (2)で検討したとおり、「インターネット版官報」等による個人の破産等の事実の公表は、紙媒体による官報公告の場合よりも、プライバシーを公表されない利益に対する侵襲度が高い。

② また、破産等の事実が電子情報として公開されると、第5の2(4)(7頁)で見た「破産者マップ」の事件のように、何者かが面白半分に、又は後記ウのとおり金銭取得を目的として、破産等の事実を独自のウェブサイトをもって公開するという被害を生む危険性が常に伴うことになる。

この「破産者マップ」のような濫用事例に対しては、調査の結果(第4の2(4)・3頁)によれば、国立印刷局は一定の対策を講じていることが認められる。

ア しかし、まず、破産等の事実を含む記事につき、PDFデータを画像化している(つまり、テキストによる取得ができないようにしている)との対策についていえば、「破産者マップ」事件が生じたことから明らかなどおり、技術的にこれを乗り越えるのは容易であり、対策として十分とはいえない。

イ また、「ご利用にあたって」として種々の禁止行為を定めている点についていえば、禁止行為を列挙するのみでは、破産等の事実の公表をあえて行う者に対しては無力である。

ウ 現に、調査の結果によれば、当連合会が国立印刷局に対して2020年10月に照会をした後の2022年6月の時点で、何者かが「新・破産者マップ」なるウェブサイトを新たに開設していることが認められ

る。同サイトは、地図上に破産者の氏名ないし法人名と住所を掲載し、その情報を削除するにつき1件当たり6～12万円を請求するというものであって、明らかに、破産等の事実を掲載された者の弱みに付け込んで金銭を收受しようとしているものである。なお、2024年2月時点においても、「新・破産者マップ」なるウェブサイトは存続していることが認められる。

かようなウェブサイトが現に開設されていることからしても、国立印刷局の講じている対策の実効性は十分ではないと言わざるを得ない。

- ③ 個人の破産等の事実は、個人の経済的信用度を表わすのみならず、個人の能力等を測る情報としても用いられかねないものであって、その事実が公表されることによる当該個人の不利益は著しい。

そのような情報を、紙媒体ではなくデジタル情報として取扱いやすくし、また、インターネット回線を通じてアクセスしやすくなることは、当該プライバシー情報がいたずらに広められる危険性を増幅するものであって、そのような加工をすることには慎重であるべきである。

また、プライバシー情報の濫用に対しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）が、個人情報の取扱いにつき、利用目的による制限（同法18条）や第三者提供の制限（同法27条）等の規制措置を設け、それに違反した場合の個人情報保護委員会による勧告及び命令の措置（同法148条）や罰則（同法178条）を設ける形の対応をしているが、②ウで見たとおり、「新・破産者マップ」なるウェブサイトによってプライバシー情報が金銭收受のために濫用的に公開されていることに鑑みれば、同法による規制ではプライバシーの保護は十分でないと言わざるを得ない。「新・破産者マップ」のような、身元を隠した者による公表行為の場合、実行者の特定は最終的には刑事事件化した後の捜査を待つしかなく、同委員会の監督の実効性は甚だ弱いのである。

とすると、個人の破産等の事実につき、官報という紙媒体による公表を超えて、破産手続開始決定や再生開始決定がなされた者について網羅的一般的にデジタル情報化してインターネット回線を通じた公表を行うことには慎重であるべきである。

- ④ しかし他方、破産法及び民事再生法の定める公告制度はもともと、一定の情報を世間に周知させるためのものであり、また、調査の結果によれば、貸金業者、信用金庫、銀行が、国立印刷局の官報情報検索サービスや民間

事業者によるインターネット上の官報情報の提供のサービスを業務（債権管理や融資の審査）に利用していることが認められる。

更に、これらのインターネットによる情報提供を利用している事業者は、そのサービスがなくなって官報情報が紙媒体のみとなった場合、債権管理等の業務に支障が生じる等の不都合があると回答している。

これらの事情よりすれば、その公告にかかる情報につき、より周知性を高めるための嘗みを全く否定することもできない。

⑤ ところで、破産や民事再生（以下、両者を合わせて「破産等」という。）の制度上、破産手続や再生手続に関わる事実を世間に周知させる必要があるとしてもそれは、破産等の手続きにおける債権者の保護のためであり、そうであるとすると、公表後ある程度の期間が経過した後は、破産等に関わる事実を公表する理由は大きく後退することになる。

すなわち、公告事項が公告され、それが「インターネット版官報」等に掲載されれば、債権者はその情報に接することができるのであり、そのようにインターネット上でアクセスできる期間が相当程度の期間確保されれば、それによって債権者が破産等に関わる事実を知る機会も相当程度確保されたものと評価できる。

例えば、④で見たとおり貸金業者等の債権者が債権管理のためにインターネット上の官報情報の提供を利用していることが認められること、及び、事業は少なくとも1年ごとに決算されていることに鑑みれば、各公告事項は、1年程度公表されれば債権者が破産等に関わる事実を知る機会としては十分であると評価できる。

他方、公告事項がいつまでもインターネット上で公表されている場合、とりわけ、手続きの廃止や終結がなされた後なおもいたずらに公表され続けている場合、もはや、破産に関わる事実をインターネット上で公表する理由のほうが上回るということはできない。

とすれば、公告事項をインターネット上で公表することについては時間的な制限があるというべきであり、各公告から一定の期間を定めた上でその期間を超えて公表することは制限される必要がある。かかる必要性に鑑みれば、相手方には、公告事項をインターネット上で掲載するについて時間的制限を設けた上で、その期間を超えてインターネット上で公表しないという運用をすることが求められる。²かかる要請は、「イン

² 独・仏・英の倒産公告制度を確認したところ、いずれの国も、公告は、インターネットを通じて裁判所や官報によって行なわれており、また、インターネット上の公告情報は、手続の終了後2～6か月で削除するものとされている。

「インターネット版官報」と「官報情報検索サービス」のいずれについても妥当することである。前者については、2023年1月に、無料での閲覧可能期間が直近30日分から直近90日分へと大幅に拡大されているが、(2)で見たとおり、インターネット上で無料で誰でも閲覧できるという状態は破産者等のプライバシーに対する侵襲の度合いが高いのであるから、かかる無料の公表期間を定めるに当たっては、破産者等の公表されない利益に十分に配慮をすべきである。また後者については、現在、期間無制限で公表されているので、上記のとおり時間的制限が設けられる必要がある。

なお、このような運用にした場合、事件が長期に及んだときには、破産等の手続きが終了していなくとも、先になされた公告から順にインターネット上で閲覧ができなくなつてゆくが、第5の1(2)で見たような各公告事項は、インターネット上で一定の期間公表されていればそれらの各公告事項自体の公告の目的は達しているといえ、手続の終了前に削除されても債権者に具体的な不利益を生じることは通常想定し難い。よって、上記の運用に特段の問題はないものと考える。

4 結論

以上の次第であるから、本申立てについては別紙要望書記載のとおりの要望をすることが相当である。

以上